



# 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 投票日12月14日(日)

## 投票日に投票できない方は、

期日前投票制度 又は 不在者投票制度 を利用しましょう!!  
避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

- 期 間／衆議院議員総選挙 **12月3日(水)～12月13日(土)**  
国民審査 **12月7日(日)～12月13日(土)**

衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票・不在者投票開始時期が異なるため、12月7日(日)以降でないと、両方の投票を一度に行えませんので注意してください。

- 時 間／**8:30～20:00** (※一部、異なる場合があります)

期日前投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

- 場 所／期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所  
不在者投票：滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会

- 手続き／期日前投票：期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します  
(ただし、宣誓書の記載が必要となります)  
不在者投票：以下の手続きにより投票してください

### 1 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください(メールやFAXでの請求はできません)。

※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。

### 2 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒(投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書)を受け取ってください。

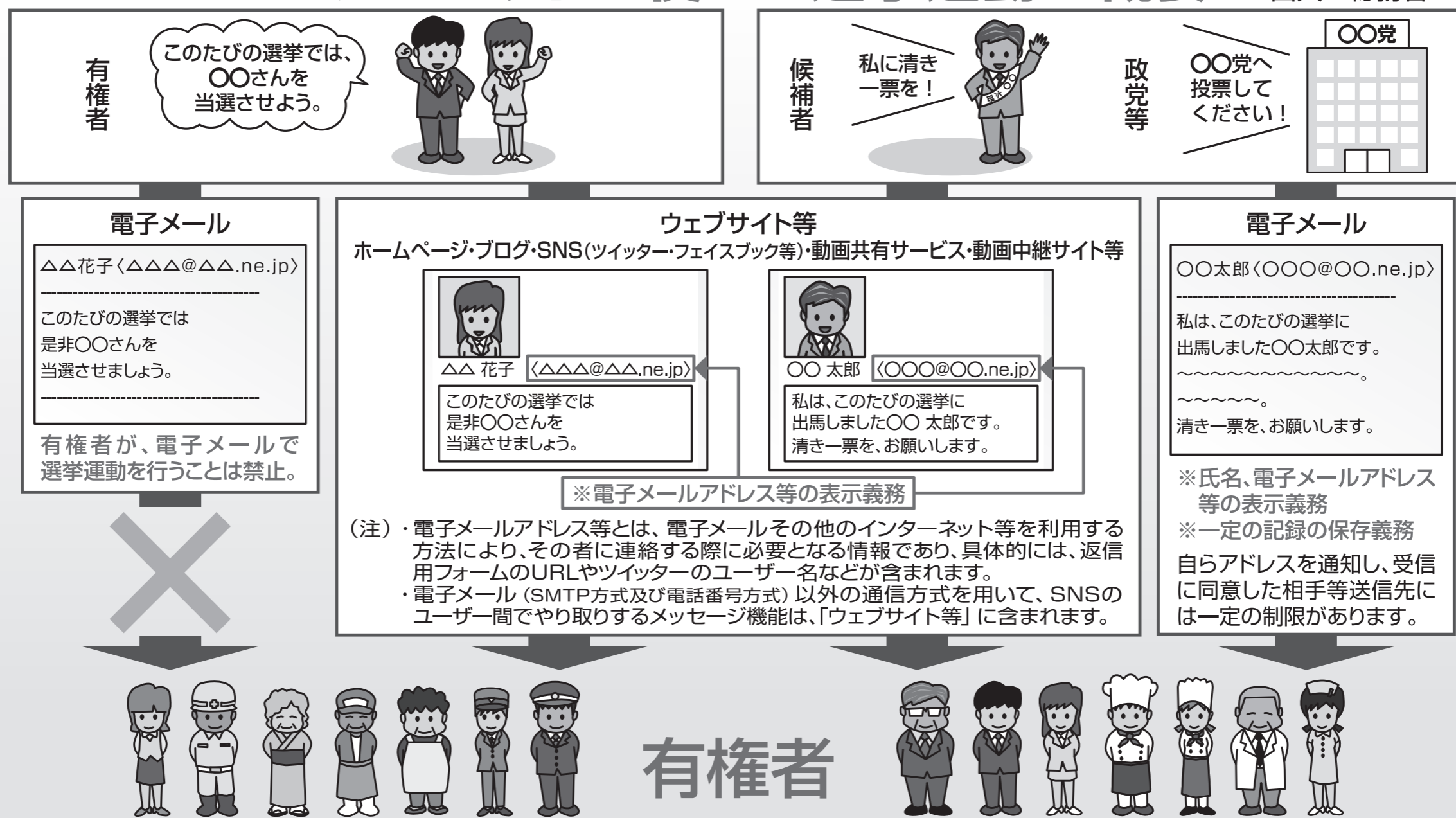
【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしな~~い~~てください。投票ができなくなります。

### 3 滞在地(避難先)の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会で投票してください。滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

## インターネットを使った選挙運動の概要

～ 出典：総務省 ～



期日前・不在者投票及びインターネット選挙運動の詳細については、県選挙管理委員会又は最寄りの各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。